

令和8年度秋田県交通安全運動推進要綱

令和8年2月24日
秋田県交通安全対策協議会決定

1 運動の目的

県民の交通安全に対する意識の高揚を図ることにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 主唱

秋田県交通安全対策協議会

4 運動の推進機関・団体

別添のとおり

5 運動のスローガン

『急がずに マナーとゆとりで 交通安全』

6 運動の基本及び重点

(1) 運動の基本

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）

～歩行者ファースト意識の浸透～

(2) 運動の重点

ア 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

（自転車については、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、「自転車安全利用五則」、自転車乗用時のヘルメット着用の周知徹底）

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 飲酒運転等の危険運転の防止

※その他、時季に応じた重点を別途定める。

7 運動の内容

実施時期、実施期間を定め運動を展開する。

(1) 年間運動等（強調期間）

運 動 の 名 称	強調期間
1 高齢者交通事故防止県民運動（年間）	—
2 自転車の安全利用推進運動（年間）	4月 1日 ～ 5月31日
3 シートベルト・チャイルドシート着用推進運動（年間）	7月 1日 ～ 7月31日
4 秋田県飲酒運転追放県民運動（年間）	8月 1日 ～ 8月31日 12月 1日 ～ 12月31日
5 4時からライト&ピカッと反射材運動（期間運動）	10月 1日 ～ 11月30日

(2) 季別の交通安全運動

運 動 の 名 称	運動の期間
6 春の全国交通安全運動	4月 6日 ～ 4月15日
7 夏の交通安全運動	7月11日 ～ 7月20日
8 秋の全国交通安全運動	9月21日 ～ 9月30日
9 年末の交通安全運動	12月11日 ～ 12月20日

(3) 日を定めて行う運動

名 称	実施日
10 秋田県交通安全の日	毎月 1日
自転車利用マナーアップの日	毎月15日
自転車安全確認の日	4月15日
交通事故死ゼロを目指す日 (国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき実施)	4月10日 9月30日

8 運動の進め方

活動を効果的に推進するため、推進機関・団体（以下「推進機関等」という。）は、本要綱に基づき推進体制を確立するとともに、この活動が県民総ぐるみとして展開されるよう地域住民に対する啓発を行い、積極的な参加が得られるよう次の点に配慮すること。

- (1) 推進機関等は、相互間はもとより推進機関等以外の関係機関・団体との連携を密にし、支援協力体制の確立に努め、地域の交通安全運動を主導的に推進する。
- (2) 推進機関等は、組織の特性を生かして地域住民が参加しやすいように創意工夫した諸活動を実施し、又は支援する。
- (3) 推進機関等は、所属職員に運動の趣旨等を周知し、職員等が模範的な交通行動を実践するよう交通安全意識の高揚に努める。
- (4) 運動の実施に当たっては、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

9 その他

季別の交通安全運動については、内閣府やその他関係省庁の新たな指針等が示された場合は、推進事項等を修正する場合がある。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

交通安全運動の推進機関・団体（秋田県交通安全対策協議会構成機関・団体等）

官 公 庁	(公社) 秋田県トラック協会 (一社) 秋田県自家用自動車協会 (一社) 秋田県自動車整備振興会 秋田県自動車販売店協会 秋田県中古自動車販売協会 日本二輪車普及安全協会秋田県支所 (一社) 秋田県レンタカー協会 秋田県自転車軽自動車商業協同組合 秋田中央交通株式会社 羽後交通株式会社 秋北バス株式会社 日本通運株式会社仙台支店 (一社) 日本自動車連盟秋田支部
秋田県 秋田県警察本部 秋田県教育委員会 秋田県公安委員会 各市町村 各市町村教育委員会 東北地方整備局能代河川国道事務所 東北地方整備局秋田河川国道事務所 東北地方整備局湯沢河川国道事務所 秋田労働局 東北運輸局秋田運輸支局 秋田県市長会 秋田県町村会	その他の関係団体
教育関係団体等	秋田県商工会議所連合会 秋田県商工会連合会 (一社) 秋田県経営者協会 秋田県石油商業協同組合 (一社) 秋田県LPガス協会 (一社) 秋田県建設業協会
秋田県生涯学習推進本部 秋田県PTA連合会 秋田県高等学校PTA連合会	秋田県建設技能組合連合会 秋田県農業協同組合中央会 秋田県生活衛生同業組合連絡協議会 秋田県小売酒販組合連合会 (一社) 秋田県警備業協会
青少年・地域・福祉団体等	報 道 機 関
秋田県公民館連合会 秋田県青少年団体連絡協議会 秋田県交通安全母の会連合会 秋田県交通指導隊連合会 (公財) 秋田県老人クラブ連合会 秋田県地域交通安全活動推進委員連絡協議会	秋田魁新報社 朝日新聞社秋田総局 毎日新聞社秋田支局 読売新聞社秋田支局 産経新聞社秋田支局 時事通信社秋田支局 日本経済新聞社秋田支局 共同通信社秋田支局 河北新報社秋田総局 日本放送協会秋田放送局 株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 株式会社エフエム秋田 秋田朝日放送株式会社
交通・運輸関係団体等	
(一社) 秋田県交通安全協会 秋田県事業主交通安全推進協会 秋田県安全運転管理者協会 (一社) 秋田県指定自動車教習所協会 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 東日本高速道路(株) 東北支社秋田管理事務所 東日本高速道路(株) 東北支社青森管理事務所 独立行政法人自動車事故対策機構秋田支所 自動車安全運転センター秋田県事務所 (一財) 秋田県全自動車協会 (公社) 秋田県バス協会 (一社) 秋田県ハイヤー協会	

1 高齢者交通事故防止県民運動

1 運動の目的

県民一人一人が、高齢者の行動特性への理解を深め、高齢者保護意識を高めるとともに、高齢者自らも交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるなど、県民挙げて高齢者の交通事故の防止を図る。

2 運動の期間

4月1日から翌年3月31日まで

3 運動の重点

- (1) 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発
～歩行者ファースト意識の浸透～
- (2) 高齢者に対する交通安全教育の推進
- (3) 高齢の歩行者・自転車利用者・運転者の交通事故防止

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
高齢運転者に対する交通安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や、体調不良の場合は運転を控えることなどを指導する。○ 高齢運転者等に対し、運転免許証の自主返納制度及び返納者への優遇措置を周知する。○ 高速道路等の逆走を防止するため、車両進入禁止標識や道路標示による進行方向の確実な確認を指導する。○ 75歳以上の高齢者やその家族に、一定の交通違反歴を有する場合、免許更新時に運転技能検査が義務付けられていること、特定の違反行為で検挙された場合、臨時認知機能検査の受検や臨時高齢者講習の受講等が義務付けられていることを周知する。○ あらゆる機会を通じて、70歳以上の運転者に対しては「高齢運転者標識」を表示して運転することの重要性を指導し、安全運転意識の高揚を図る。
高齢歩行者に対する交通安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室において、交通ルールの遵守と道路横断時の横断場所・安全確認の要点と横断する意思表示の方法を指導する。○ 地域の関係機関・団体・協力企業等と連携し、高齢者家庭訪問による個別指導を実施して、交通安全に関わる正しい情報提供を行い、交通安全意識の高揚を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行中の交通事故被害の防止について家族で話し合い、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。
<p>運転者に対する安全意識の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や職場で講習会や研修会等を開催し、高齢者の関与する交通事故の発生実態と高齢者の多くに見られる行動、判断の傾向等を周知して、高齢の歩行者や自転車利用者及び高齢運転者標識を付けた車両を見かけた際における減速・徐行等による思いやり運転の実践を指導するとともに、「歩行者ファースト」意識の浸透を図る。 ○ 関係機関・団体との連携による衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車と、これに限定した運転免許証制度の普及啓発を図る。 ○ 夕暮れ時の早めのライト点灯による歩行者、対向車等への注意喚起を促進する。 ○ 夜間等は、歩行者等を早期発見するために、先行車や対向車がない場合等におけるハイビームの原則常用を徹底する。 ○ 夕暮れ時や夜間における視認性の低下に伴う危険性等を認識・理解させるための交通安全教育を推進する。
<p>夜間・夕暮れ時の高齢歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間の外出時は、明るい服装及び反射材用品の着用、自転車スポーク等自転車側面への反射器材の備付けを呼び掛ける。 ○ 夕暮れ時や夜間は、走行車両の速度や距離を見誤りやすく、歩行者・自転車利用者は運転者から見落とされやすい等の危険性を認識・理解させ、平素以上に慎重な行動の実践を促す交通安全教育を推進する。 ○ 各種交通安全教育や高齢者世帯に対する個別訪問を通じて、夕暮れ時や夜間の交通事故の特徴を周知し、事故防止を図る。 ○ 各種会合や街頭活動を通じて自動車及び自転車利用者に対して、早めのライトの点灯による早い段階での相互覚知を推奨する。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体を活用して安全運転を呼び掛ける。 ○ 会議等で交通ルール遵守と交通マナー向上を指導するとともに、高齢者の行動特性を周知して、保護誘導の実践を指導する。 ○ 高齢者世帯訪問活動を通じて、安全な横断方法や明るい色調の衣服を身につける効果等について説明するとともに、反射材用品の貼り付けまでを補助するなど、反射材の利用促進と意識啓発を図る。 ○ 高齢運転者標識の表示促進と高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知を徹底する。 ○ 高齢運転者の安全運転に対する意識を高めるため、職場や地域、家族ぐるみによる啓発活動を一層推進する。

2 自転車の安全利用推進運動

1 運動の目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、自転車は車両であるという意識付けによる交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図る。

2 運動の期間等

- (1) 運動の期間 4月1日から翌年3月31日まで
(強調期間：4月1日から5月31日までの2か月間)
- (2) 自転車利用マナーアップの日 毎月15日
- (3) 自転車安全確認の日 4月15日

3 運動の重点

- (1) 自転車利用時の基本的な交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 自転車の点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険等加入の徹底

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
自転車等利用者に対する安全知識と意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 「自転車安全利用五則」等の自転車利用者における交通ルールと交通マナーの浸透を図り、自転車の安全な利用を促進する。○ 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに関する法令上の区分や利用方法等について、正しい知識の周知徹底と安全な利用を促進する。○ 全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務とされていることから、これを広報するとともに、ヘルメット着用による安全性向上等に関する有効な情報提供を行い、着用を促進する。○ 令和8年4月1日から施行される自転車の違反行為に対する交通反則通告制度の適用について周知を図る。○ 自転車乗車中に携帯電話等を使用するいわゆる「ながらスマホ」の禁止と、自転車による酒気帯び運転や同乗行為、運転者に対する酒類提供・自転車提供の禁止について周知を図る。○ 自転車運転者講習制度の周知を図り、危険行為等の防止を徹底する。○ 夕暮れ時や夜間に自転車を利用する場合は、明るい目立つ色の服装と自転車側面への反射器材の備付けに努める。また、ライトの確実な点灯により、他の通行車両や歩行者に自車の存在を早めに知らせるなど、安全対策を徹底する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年4月1日から施行される車道において自動車が自転車等の右側を通過する際の交通ルールについて広報啓発を推進し、自動車の運転者に対して自転車保護の意識付けを図る。 ○ 自転車安全整備店等における定期的な点検整備を促進する。 ○ 自転車事故による高額な損害賠償に備え、自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
家庭における交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車事故の危険性や迷惑行為について話し合い、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。 ○ 保護者は未成年者に、高齢者の家族は高齢者に対して自転車の安全な利用に必要な指導と助言を行うよう周知を図る。 ○ 自転車乗車時のヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
学校における交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢や理解度に応じた交通安全教室を開催し、自転車事故の危険性を認識させ、自転車の正しい乗り方とヘルメット着用の重要性や効能について指導、教養し、理解を深める。 ○ 自転車乗車中の「ながらスマホ」の禁止について、その危険性等を認識させ、登下校時を含む自転車運転時の「ながらスマホ」の禁止を徹底する。 ○ 関係機関・団体等と連携し、通学路での街頭指導活動を推進する。 ○ 自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
地域・職場における交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の交通指導隊員や交通安全母の会、保護者等が連携して、街頭において自転車利用者に対し、交通ルールの遵守と交通マナーについて指導する。 ○ 職場の朝礼等の機会を利用して、自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーについて指導する。 ○ 地域・職場において、自転車による酒気帯び運転は法律で禁止されていることについて周知を図り、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。 ○ 自転車乗車時のヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
自動車運転者に対する交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者を認めた時は、動静を注視して安全に通行するなど、安全運転を励行する。

3 シートベルト・チャイルドシート着用推進運動

1 運動の目的

シートベルトとチャイルドシートは、交通事故から命を守り、負傷の被害軽減が期待できることから、自動車利用者のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

2 運動の期間

4月1日から翌年3月31日まで（強調期間：7月1日から7月31日までの1か月間）

3 運動の重点

- (1) シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性及び着用効果(使用効果)の理解促進
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- (3) 乳児や幼児の体格にあったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 各種会合等において、後部座席を含めた全ての座席において、シートベルト着用とチャイルドシートを正しく使用することの必要性・効果に関して、理解の促進及び正しい使用方法を指導する。○ 保育所等で保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法と効果についての講習会を実施し、着用意識の向上を図る。○ シートベルトコンビンサー（模擬衝突体験車）などを利用した参加・体験・実践型の交通安全教育及び講習会、イベント等を開催して、着用効果と必要性の理解の促進を図る。○ 職場では、安全運転管理者、運行管理者等が、朝礼等の機会にシートベルトの着用効果を理解させるとともに、定期的な着用状態調査を通じて、着用の促進を図る。○ 高齢者を対象とする講話において、高齢者の特性を捉えた安全運転を指導するとともに、乗車中のシートベルト着用を呼び掛ける。○ 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会において、交通事故防止に関する資料等を紹介して、着用の重要性の理解を図る。
街頭指導等の充実強化	<ul style="list-style-type: none">○ 交通指導隊、交通安全母の会等交通関係機関・団体による積極的な街頭活動において「声かけ運動」を実施する。○ 交通指導取締りを強化する。

<p>広報啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用、シートベルト及びチャイルドシートを体格に合わせて正しい姿勢で使用することを呼び掛ける。 ○ 6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用することについて周知する。 ○ 関係機関・団体が相互に連携し、各種キャンペーンや街頭活動において、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を呼び掛ける。 ○ 庁内放送、庁内掲示板等を活用して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用等を呼び掛ける。 ○ 横断幕、懸垂幕、のぼり旗、立て看板、チラシ、ポスター等を作成して、掲出・配布し、着用を呼び掛ける。
<p>交通関係機関・団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通関係機関・団体が、相互に連携し、街頭において、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の指導等を積極的に実施する。

4 秋田県飲酒運転追放県民運動

1 運動の目的

県民の願いにもかかわらず、依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、県民一人一人の自覚を促し、「飲酒運転は絶対にしない、させない運動」を推進する。

2 運動の期間

4月1日から翌年3月31日まで

(強調期間: 8月1日から8月31日までの1か月間、12月1日から12月31日までの1か月間)

3 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転をさせない運転者教育の推進

4 主な推進事項

推 進 項 目	推 進 事 項
飲酒運転追放意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種講習会、研修会において、飲酒運転による交通事故事例を紹介して、飲酒運転の危険性と本人、家族、職場に及ぼす影響の重大性の理解を図る。また、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の内容を周知して、飲酒運転防止意識の向上を図る。 ○ 交通事故被害者の手記などの交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を実施して、飲酒運転根絶意識の醸成を図る。
飲酒運転をさせない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転追放宣言など、地域、職場、家庭等が一体となり、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。 ○ 自転車と特定小型原動機付自転車についても「飲酒運転」と「酒類の提供・車両の提供・同乗」が法律で禁止されていることについて周知を図る。 ○ 酒類を提供する飲食店では、来客への呼び掛け等により、運転者への酒類提供禁止を徹底する。 ○ 飲酒場所に自動車で行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲酒しない人を決めて、飲酒後自宅まで送るハンドルキーパー運動を推進する。 ○ 家庭では、アルコール検知器を活用した車両運転前の体調確認を徹底する。 ○ 職場では、運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。 ○ 飲酒運転取締りを強化する。

広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、チラシ、インターネット等各種広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性、自己責任の重大性等を繰り返し広報・啓発して、規範意識の高揚を図る。○ 交通安全協会などが行う飲食店訪問などを通じ飲酒運転根絶を呼び掛ける活動や各種会合を利用した広報・啓発を実施する。○ 市町村広報車による巡回広報を実施する。
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 4時からライト&ピカッと反射材運動

1 運動の目的

夕暮れ時における自動車と自転車の早めのライト点灯及び歩行者、自転車利用者の反射材用品の利用を促進し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を徹底する。

2 運動の期間

10月1日から11月30日までの2か月間

3 運動の重点

- (1) 「午後4時」を目安としたライト点灯の推進
 - ア 自動車及び自転車の午後4時を目安とするライト点灯の励行
 - イ 先行車や対向車がない場合におけるハイビームの原則常用の徹底
 - ウ 夕暮れ時や夜間における街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の推進
- (2) 夕暮れ時、夜間外出時の反射材用品等の利用の促進
 - ア 歩行者及び自転車利用者の反射材用品等の利用と明るい目立つ色の衣服着用の促進
 - イ 反射材等の着用効果と必要性に関する理解の促進

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
自動車運転者に対する安全運転の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 夜間における視認性低下の危険性を認識させる交通安全教育とその指導を実施する。○ 職場や事業所において、午後4時を目安とする早めのライト点灯と先行車や対向車がない場合におけるハイビームの原則常用の指導を徹底する。○ 夕暮れ時や夜間の交通事故の発生実態を周知するとともに、高齢の歩行者や自転車利用者及び高齢運転者標識を付けた車両を見かけた際は、特に減速・徐行等による思いやり運転を実践すること等を指導する。
歩行者(特に高齢者)・自転車利用者に対する安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 各種会合や講習会を開催して、夕暮れ時や夜間の交通事故の発生実態のほか、夜間は走行車両の速度や距離を見誤りやすいこと、夕暮れ時や夜間の歩行者・自転車利用者は運転者から見落とされやすいこと等の危険性を理解させて、確実な安全確認の励行を指導する。○ 自転車利用者に対し、午後4時を目安にライトの点灯を指導する。○ 歩行者及び自転車利用者に対し、明るい色の服装と反射材用品の着用を指導する。

<p>反射材用品の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間の外出時における、明るい目立つ色の服装及び反射材用品の着用や懐中電灯等の活用と、自転車スポーク等自転車側面や乗車用ヘルメットへの反射器材の備え付けを呼び掛ける。 ○ 高齢者世帯に対する個別訪問や交通安全教育を通じて、夕暮れ時や夜間の交通事故の発生状況や反射材利用の効能等に関する理解を高めるとともに、反射材用品を直接貼り付けるなど、その利用を働き掛ける。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用して、早めのライト点灯と反射材用品等の利用を呼び掛ける。 ○ 関係機関・団体が相互に連携し、各種キャンペーンや街頭活動において、早めのライト点灯と反射材用品等の利用を呼び掛ける。 ○ 地域の関係機関・団体・協力企業等と連携し、高齢者家庭への訪問による個別指導を実施して、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 関係機関・団体は、職員に運動の趣旨を周知し、職員が模範的な交通行動を実践するよう指導する。

6 春の全国交通安全運動

1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間等

- (1) 運動期間 4月6日から4月15日までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日

3 運動の重点等

(全国重点)

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(地域重点)

こどもの交通事故防止
～歩行者ファースト意識の浸透～

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none">○ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の整備<ul style="list-style-type: none">・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。・ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発と、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策を推進する。・ 令和8年9月1日からの生活道路の法定速度が30キロメートル毎時となることの啓発を推進する。・ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。・ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発を推進する。○ 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を

	<p>始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を推進する。 ・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの幼児・児童への教育を推進する。 ・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。 ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進する。
<p>「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者の歩行者優先意識等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。 ・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。 ・ 夜間の先行車や対向車がない場合等におけるハイビームの活用を促す取組を推進する。 ○ ながら運転の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車を含めた車両を運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発に努める。 ・ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を推進する。 ○ 飲酒運転等の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進する。 ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる。 ○ 妨害運転等の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妨害運転等の悪質性・危険性な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。 <p>○ 高齢運転者の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発を推進する。 ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と、サポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。 ・ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知を推進する。 <p>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促進する。 ・ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等及び使用方法の周知を徹底する。 ・ 6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用することについて周知する。 ・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。
<p>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底</p>	<p>○ 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守を徹底する。 ・ 全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減に関する理解の促進と努力義務を踏まえた着用に係る広報啓発を徹底し、着用促進を図る。 ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守を徹底する。 ・ 改正道交法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する雑則の創設）に関する広報啓発を推進する。 ・ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実

	<p>化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、心身の発達状況等に応じた交通安全教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や、雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。 <p>○ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。 ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の被視認性の向上をさせるための反射用品等の取付けを促進する。 ・ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促進する。 ・ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。 ・ 「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、全ての自転車利用者には義務づけられている自転車損害賠償責任保険等への加入の徹底を図る。 <p>○ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育を推進する。 ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携し、被害軽減のための乗車用ヘルメットの着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。
<p>こどもの交通事故防止～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。 ○ 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認（横断する意思表示の方法）の指導啓発を推進する。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。 ○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を徹底する。

7 夏の交通安全運動

1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間

7月11日から7月20日までの10日間

3 運動の重点等

(1) 運動の基本

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）
～歩行者ファースト意識の浸透～

(2) 運動の重点

ア 飲酒運転等の危険運転の防止

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 自転車の安全利用の促進

エ 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底）

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
こどもと高齢者の交通事故防止(高齢運転者の交通事故防止を含む)	<ul style="list-style-type: none">○ 夏休み中におけるこどもの交通事故防止を図るため幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。○ 広報啓発活動等を通じて、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示促進と高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知を徹底する。○ こどもと高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の利用を促進する。○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。○ 令和8年9月1日から施行される生活道路における自動車の法定速度の引き下げについて周知を図る。○ 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検による危険箇所の把握とハード・ソフト両面からの総合的な対策の促進を図る。

<p>飲酒運転等の危険運転の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転や妨害運転の防止に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転等危険運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。 ○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。 ○ ハンドルキーパー運動を促進する。 ○ 飲酒運転等の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。 ○ 運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。 ○ 運行管理者による運転前後のアルコール検知器を使用した検査等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。 ○ 交通指導取締りを強化するとともに、初心運転者講習や運転免許更新時等における交通安全教育を徹底する。
<p>後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用について、周知徹底を図る。 ○ シートベルトとチャイルドシートを体格に合わせた正しい姿勢で使用することについて広報啓発を行い、6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合はチャイルドシートを使用させることについて周知を図る。 ○ 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。
<p>自転車の安全利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を徹底し、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。 ○ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルール・マナーの周知を徹底する。 ○ 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務であることを周知し、着用を促進する。 ○ 自転車乗車中の「ながらスマホ」の禁止と、自転車による酒気帯び運転や同乗行為、運転者に対する酒類提供・自転車提供の禁止について周知を図る。
<p>横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底） ～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。 ○ 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認（横断する意思表示の方法）の指導啓発を図る。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。 ○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底する。

8 秋の全国交通安全運動

1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間等

- (1) 運動期間 9月21日から9月30日までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日

3 運動の重点等

(全国重点)

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

(地域重点)

高齢者の交通事故防止
～歩行者ファースト意識の浸透～

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進	<ul style="list-style-type: none">○ 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組を推進する。○ 歩行中のこどもと高齢者の安全の確保<ul style="list-style-type: none">・ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断歩道以外横断中が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等を実施する。・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組を推進する。・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。・ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ゾーン30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策を推進する。 ○ 反射材用品等の着用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
<p>ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を推進する。 ・ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯を促す取組を推進する。 ・ 先行車や対向車がない状況におけるハイビームの原則常用を徹底する。 ・ 自動車運送事業者を始めとする各種事業者による、従業員に対する夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。 ○ 運転者の歩行者優先意識等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。 ・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。 ○ ながらスマホの根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発を推進する。 ・ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。 ○ 飲酒運転等の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか飲食店等における運転者への種類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域・職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。 ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における業務の遵守を徹底させる取組を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妨害運転の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を実施する。 ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。 ○ 高齢運転者の交通事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレータの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発を推進する。 ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発を実施する。 ・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納を促す取組を推進する。 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。 ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。 ・ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。 ・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。
<p>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。 ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組を推進する。 ・ 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。 ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。 ○ 自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と新たなルールの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。 ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルール理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。 ・ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発を推進する。 ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働きかけ等を推進する。 ○ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と乗車用ヘルメットの着用を促す取組を推進する。 ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用を促す取組を推進する。
<p>高齢者の交通事故防止 ～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。 ○ 歩行者に対する安全な横断方法と場所の選択、確実な安全確認（横断する意思表示の方法）についての指導啓発を推進する。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。 ○ 各種会議、会合等の機会を通じた運動の周知と交通ルール・交通マナーの遵守を徹底する。

9 年末の交通安全運動

1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間

12月11日から12月20日までの10日間

3 運動の重点等

(1) 運動の基本

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）
～歩行者ファースト意識の浸透～

(2) 運動の重点

ア 冬道の道路状況等に応じた安全運転の励行

イ 飲酒運転等の危険運転の防止

ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
こどもと高齢者の交通事故防止 (高齢運転者の交通事故防止を含む)	<ul style="list-style-type: none">○ 通学路等における幼児・児童の安全を確保する。<ul style="list-style-type: none">・ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発を促進する。・ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。・ 通学路等の幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全点検による危険箇所の把握と対策の促進を図る。○ 広報啓発活動等を通じ、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示促進と、高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図る。○ こどもと高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の明るい服装と反射材用品等の利用を促進する。<ul style="list-style-type: none">・ 夕暮れの時間帯等において、自宅付近を歩行中の交通事故被害が多いことを教示し、安全行動をとるよう呼び掛ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。 ○ 生活道路等における歩行者等の安全な通行を確保するための交通安全総点検を促進する。
冬道の道路状況等に 応じた安全運転の励行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冬道の特性に応じた「安全な速度、急ブレーキ・急ハンドル・急加速の禁止」等の安全運転の励行を図る。 ○ 「時間・車間距離・心」にゆとりある安全行動を実践するとともに、積雪等により見通しの悪くなった交差点手前等における徐行を啓発する。 ○ 積雪・凍結が予測される前の早めの段階適正な冬タイヤ装着を徹底する。 ○ 除雪や凍結防止剤散布の強化と交通安全施設の点検等の促進を図る。
飲酒運転等の危険運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転・妨害運転の防止に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりを促進する。 ○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。 ○ ハンドルキーパー運動を促進する。 ○ 飲酒運転等の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。 ○ 安全運転管理者、運行管理者による運転前後のアルコール検知器を使用した検査と記録等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。 ○ 交通指導取締りを強化する。
後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートを正しく使用しなければならないことの周知を徹底する。 ○ シートベルトとチャイルドシートを体格に合わせた正しい姿勢で使用することについて広報啓発を行い、6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合はチャイルドシートを使用させることについて周知を図る。 ○ 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化を図る。
踏切事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切前での確実な一時停止と安全確認を徹底する。 ○ 踏切内でのトラブル発生時における非常ボタン操作等、緊急措置についての周知を徹底する。 ○ 踏切道予告標、踏切信号機等安全施設の点検・整備を促進する。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。 ○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底する。

10 「秋田県交通安全の日」の実施

1 実施目的

交通事故を防止するためには、道路を利用する県民一人一人が日頃から交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することが重要であり、このため、「秋田県交通安全の日」を制定し、県、市町村及び警察をはじめとする関係機関・団体等が相互に連携して交通安全活動を実施し、交通安全思想の普及・浸透を図ることを目的とする。

2 秋田県交通安全の日

毎月1日を「秋田県交通安全の日」とする。

3 重点

交通ルールの遵守と交通マナーの向上
～歩行者ファースト意識の浸透～

4 推進事項

推進項目	推進事項
運転者に対する推進	<ul style="list-style-type: none">○ 交通ルールを遵守し、思いやりとゆとりを持った運転に努める。○ 住宅街、交差点、横断歩道などの道路環境や周囲の状況に応じ、安全な速度で走行するとともに、前方注視と確実な安全確認を行う。○ 横断歩道は歩行者優先で、横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止できるような速度で進行する。
家庭、地域での推進	<ul style="list-style-type: none">○ 交通機関・団体と連携し、児童・生徒等の歩行者に対する交通安全指導、保護誘導活動に努める。○ 家庭では、外出時に「気をつけてね」等の声かけを行い、交通事故防止に努める。
職場、学校での推進	<ul style="list-style-type: none">○ 朝礼や点呼等の機会、社内放送、機関紙、掲示板等を活用して交通事故の発生状況を紹介し、交通ルールの遵守と道路環境に応じた安全運転の実践を呼び掛ける。○ 職員の体調管理と運行管理に努める。○ 学校では、全校集会や学級別の朝会、校内放送等で交通事故防止のための注意事項を伝え、話し合いの場を設けるなど、交通安全意識の醸成を図る。
推進機関・団体等の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関・団体等は、ウェブサイト、新聞、テレビ、広報紙、機関紙、広報車等の各種広報媒体を活用して、積極的な交通事故防止の広報・啓発活動に努める。

	<ul style="list-style-type: none">○ 会社、官公署、事業所（場）等の出入口にポスターや交通安全旗などを掲げるなどして、交通安全意識の浸透を図る。○ 各種会合等を利用して、交通安全の日の周知と交通安全意識の高揚に努める。○ 出退社時にシートベルト着用や安全速度の遵守の指導のほか、交通事故防止のための声かけを行うなどして、職員の意識付けを図る。○ 関係機関・団体の職員は、交通ルールを遵守して、他の模範となるような思いやり運転に努める。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------